

**** 特別支援教育用語集 ****

流山市教育委員会 令和元年11月1日作成

【教育関係】

- 教―01)個別の教育支援計画
- 教―02)個別の指導計画
- 教―03)合理的配慮
- 教―04)合意形成
- 教―05)自立活動
- 教―06)各教科等を合わせた指導
 - ・日常生活の指導
 - ・遊びの指導
 - ・生活単元学習
 - ・作業学習
- 教―07)交流及び共同学習
 - ・交流学級
 - ・校内交流
 - ・居住地校交流
 - ・学校間交流
- 教―08)検定教科用図書
- 教―09)文部科学省著作教科用図書
- 教―10)学校教育法附則第9条に規定する教科用図書
- 教―11)特別支援学校高等部普通科
- 教―12)特別支援学校高等部普通科職業コース
(知的障害者対象)
- 教―13)特別支援学校高等部専門学科
(知的障害者対象)
- 教―14)特別支援教育コーディネーター
- 教―15)校内委員会
- 教―16)特別支援アドバイザー
- 教―17)教育支援委員会
- 教―18)特別支援教育就学奨励費

【医療関係】

- 医―01)理学療法士(PT)
- 医―02)作業療法士(OT)
- 医―03)言語聴覚士(ST)

【行政・福祉(福祉サービス含む)関係】

- 行―01)千葉県発達障害者支援センター CAS
- 行―02)中核地域生活支援センター
- 行―03)障害者就業・生活支援センター
- 行―04)受診サポート手帳
- 行―05)ライフサポートファイル
「流山個別のサポートファイル」



※文部科学省((文)と表記)のホームページ及び千葉県庁や千葉県教育委員会((千)と表記)のホームページを参考に構成しています。

特別支援教育用語集

【教育関係】

教一01) 個別の教育支援計画	○障害のある幼児児童生徒一人一人を教育, 医療, 福祉, 労働等の関係機関が連携して効果的に支援するための計画。 (千)
教一02) 個別の指導計画	○学校の教育課程において, 障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導が行えるよう, 指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画。 (千)
教一03) 合理的配慮	○障害のある人が, 日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために, 障害のある人に対し, 個別の状況に応じて行われる配慮。 (千)
教一04) 合意形成	○本人・保護者からの合理的配慮に関する意思の表明(申立)を受け※, 均衡を失した又は過度の負担ではないか, 実施は可能か等を校内で検討し, 代替案の提示等を含めた本人・保護者との建設的な対話を通して調整すること。 ※合理的配慮は教員の見立てがきっかけになる場合もある。 (千)
教一05) 自立活動	○個々の児童又は生徒が自立を目指し, 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識, 技能, 態度及び習慣を養い, もって心身の調和的発達を基盤を培うために, 特別に設けられた指導領域。自立活動の時間はもとより, 学校の教育活動全体を通じて適切に行うもの。 ○平成29年4月告示の学習指導要領では, 6区分27項目が示されている。 (千)
教一06) 各教科等を合わせた指導	○学校教育法施行規則130条第2項において, 「特別支援学校の小学部, 中学部又は高等部においては, 知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは, 各教科, 道徳, 外国語活動, 特別活動及び自立活動の全部又は一部について, 合わせて授業を行うことができる」と規定されている。 (千)
・日常生活の指導	○児童生徒の日常生活が充実し, 高まるように日常生活の諸活動について計画的に指導するもの。生活科を中心として, 広範囲に各教科等の内容が扱われる。
・遊びの指導	○遊びを学習活動の中心に据えて取り組み, 身体活動を活発にし, 仲間との関わりを促し, 意欲的な活動を育み, 心身の発達

	を促す指導。生活科の内容を始め、各教科等に関わる広範囲の内容が扱われる。
・生活単元学習	○児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するもの。広範囲に各教科等の目標や内容が扱われる。
・作業学習	○作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの。中学部では職業・家庭科の目標及び内容が中心となり、高等部では職業科、家庭科及び情報科の目標及び内容や、主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容を中心とした学習へとつながるもの。
教一7) 交流及び共同学習	○相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする「交流の側面」と教科のねらいの達成を目的とする「共同学習の側面」を分かちがたいものとして一体的にとらえる一つのまとまった言葉として用いられている。(千)
・交流学級	○特別支援学級の児童生徒が、校内の当該学年で行う交流及び共同学習の対象学級。(文)
・校内交流	○特別支援学級の児童生徒が、通常の学級で行う交流及び共同学習。 ○一部の各教科(図画工作、音楽、体育、家庭など)や学校行事(運動会や遠足など)、総合的な学習の時間や外国語活動などの学習場面で行う交流と給食や掃除、休み時間などの日常生活における場面で行う交流がある。
・居住地校交流	○特別支援学校の幼児児童生徒が、教育課程上の連携を保ちながら、自分の住んでいる地域の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校において、行事に参加したり、一部の教科学習を共に受けたりするなど、住んでいる地域の学校等で行う交流及び共同学習。 ○各教科や行事、給食や休み時間などの場面での交流を行う。
・学校間交流	○特別支援学校と近隣の小・中・高等学校等、学校同士で行う交流。 ○運動会や合同学習などの場面で交流を行う。
教一8) 検定教科用図書	○文部科学大臣の検定を経た教科用図書。 (小学校、中学校教科書目録に掲載) (千)
教一9) 文部科学省著作教科用図書	○文部科学省が著作の名義を有する教科用図書。 (特別支援学校用教科書目録に掲載) ○知的障害者用の著作教科用図書は、通称「星本(☆本)」と呼ばれることがある。☆一つから四つまであり、通常、 ☆が小学校低学年用 ☆☆が小学校中学年用

	<p>☆☆☆が小学校高学年用 ☆☆☆☆が中学生用である(平成29年度現在)。</p> <p style="text-align: right;">(千)</p>
<p>教一10) 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書</p>	<p>○検定教科書, 文部科学省著作教科書がない場合, 又はこれらを使用することが適当ではない場合は, 他の適切な教科用図書(一般図書)を使用することができる。</p> <p>○学校教育法附則第9条に規定する教科書用図書は, 毎年, 千葉県教科書選定審議会の答申を受けて千葉県教育委員会が教科書一覧[選定資料]として示している。</p> <p style="text-align: right;">(千)</p>
<p>教一11) 特別支援学校高等部普通科</p>	<p>○通学区域は, 原則として小学部, 中学部の通学区域に準じている。</p> <p>○特別支援学校普通科として, 千葉県公立高等学校前期選抜日と同日に, 入学選考を行う。</p> <p>○特に定員は定めない。</p> <p style="text-align: right;">(千)</p>
<p>教一12) 特別支援学校高等部普通科職業コース(知的障害者対象)</p>	<p>○「県立柏特別支援学校流山分教室」定員8名 「県立我孫子特別支援学校清新分校」定員16名 「県立印旛特別支援学校さくら分校」定員16名 「県立大網白里特別支援学校」定員8名 「県立安房特別支援学校館山聾分校」定員8名 「千葉市立高等特別支援学校※」定員32名の6校(うち千葉市立が1校)に開設。</p> <p>○県内全域を通学区域として, 自力通学が可能な生徒を対象としている。</p> <p>○特別支援学校普通科(職業コース)として, 特別支援学校高等部専門学科の入学選考日と同日に, 入学選考を行う。</p> <p>※千葉市立高等特別支援学校の通学区域は, 千葉市内となっている。</p> <p style="text-align: right;">令和元年11月現在 (千)</p>

<p>教一13) 特別支援学校高等部専門学科 (知的障害者対象)</p>	<p>○「県立特別支援学校市川大野高等学園」定員96名 園芸技術科定員24名 工業技術科定員24名 生活デザイン科定員24名 流通サービス科定員24名 「県立特別支援学校流山高等学園」定員96名 園芸技術科定員24名 工業技術科定員24名 生活技術科定員16名 福祉・流通サービス科定員32名 「県立湖北特別支援学校」定員16名 流通サービス科定員16名 「県立市原特別支援学校つるまい風の丘分校」 定員32名 園芸技術科定員16名 流通サービス科定員16名 の4校に開設。</p> <p>○県内全域を通学区域として、自力通学が可能な生徒を対象としている。</p> <p>○特別支援学校高等部専門学科として、特別支援学校普通科(職業コース)の入学選考日と同日に、希望した学科での入学選考を行う。</p> <p style="text-align: right;">令和元年11月現在 (千)</p>
<p>教一14) 特別支援教育コーディネーター</p>	<p>○学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもとに、小・中学校又は特別支援学校と関係機関との連携協力体制の整備を図ることなどを行う。</p> <p>○小・中学校の特別支援教育コーディネーターは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①学校内の関係者や関係機関との連絡・調整 ②保護者に対する学校の窓口 <p>として機能することが期待される。</p> <p>○特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、地域支援の役割として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①小・中学校等への支援 ②地域内の特別支援教育の核として、関係機関との連携及びより密接な連絡調整 <p>等の業務が期待される。</p> <p style="text-align: right;">(千)</p>
<p>教一15) 校内委員会</p>	<p>○校内における教育上特別の支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行う委員会。児童生徒の「学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握」「個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む指導内容の検討・評価」等が役割である。定期的な開催、臨時的な</p>

	開催等, 各学校の裁量で開催している。(文)
教一16) 特別支援アドバイザー	○小・中学校等に在学する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の指導・支援に関して, 教員への助言・援助を行う, 特別支援教育の専門性を有する派遣職員。各学校からの要請に基づいて派遣される(千)
教一17) 教育支援委員会	○障害のある子どもの早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず, その後の一貫した支援についても助言を行うという委員会。県及び各市町村教育委員会が設置している。(千)
教一18) 特別支援教育就学奨励費	○「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき, その負担能力の程度に応じて, 特別支援学校への就学のため必要な経費(教科書等購入費・学校給食費・交通費等)を支弁する。 ○小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒についても, 「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の趣旨に基づいて教育費の一部が援助され, 保護者等の経済的負担が軽減される。 ○通級による指導における通学に係る経費についても支給の対象となっている。通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で, その程度が学校教育法施行令22条の3に該当する場合も支給の対象となる。 ○詳細については, 「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」「千葉県特殊教育就学奨励費負担金等交付要綱」を参照。(千)

【医療関係】

医一01) 理学療法士(PT) physical therapist の意	○身体に障害のある人に対し, その基本的動作能力の回復を図るため, 体操, 電気的な刺激, マッサージ, 温熱等の物理的な刺激を加えるリハビリテーションを行う専門医療従事者。(千)
医一02) 作業療法士(OT) occupational therapist の意	○医師の指示の下に, 身体又は精神障害のある人に, 手芸や工芸, その他の作業を行わせ, 主としてその作業能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容とする専門医療従事者。(千)
医一03) 言語聴覚士(ST) speech therapist の意	○音声機能, 言語機能又は聴覚に障害のある人の機能の維持向上を図るため, 言語訓練その他の訓練, これに必要な検査及び助言, 指導その他の援助を行う専門医療従事者。(千)

【行政・福祉(福祉サービス含む)関係】

<p>行一01) 千葉県発達障害者支援センターCAS ※発達・就労等の相談 CAS 東葛飾(我孫子市) ☎04-7165-2515</p>	<p>○千葉県内(千葉市を除く※)に住んでいる発達障害のある人に対する生涯にわたる一貫した支援体制の構築に向けて、関係機関との連携を基に、個別相談対応、関係機関へのコンサルテーション、普及啓発研修等の事業を行う機関。 窓口は、CASとCAS我孫子の2か所があり、我孫子市、柏市、野田市、流山市、松戸市、鎌ヶ谷市、白井市、栄町の人にはCAS我孫子の窓口、それ以外の地域の人にはCASが窓口になる。 ※千葉市在住の人は、千葉市発達障害者支援センターが窓口になる。(千)</p>
<p>行一02) 中核地域生活支援センター</p>	<p>○子ども、障害者、高齢者等、誰もがありのままに、その人らしく、地域社会を実現するために、24時間365日体制で支援を行う機関。 健康福祉センターの所管区域ごとに設置しており、包括的な相談支援、県警機関のコーディネート、権利擁護、市町村等のバックアップ等の広域的、高度専門性を持った寄り添い支援を行っている。(千)</p>
<p>行一03) 障害者就業・生活支援センター ※就労の相談 流山市障害者就労支援センター ☎04-7155-6421</p>	<p>○障害のある方の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行うことを目的とした機関。 公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校等と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなどを行っている。(障害者就業・生活支援センター)</p>
<p>行一04) 受診サポート手帳</p>	<p>○障害のある人と医療関係者が円滑にコミュニケーションをとり、適切に医療を受けられるようにするために千葉県が作成した手帳。既往症、投薬、コミュニケーションの取り方など診察を受ける際に配慮が必要な事項や主治医からの注意事項などを記入する手帳。配布先は、市町村、特別支援学校、特別支援学級となっている。(千)</p>
<p>行一05) ライフサポートファイル 「流山個別のサポートファイル」</p>	<p>○障害のある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることでできる情報伝達ツールの一つ。本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。自治体によって様式は異なる。(千)</p>